

# BNPパリバ アジア・ボンド・ファンド (為替ヘッジなし)

追加型投信 / 海外 / 債券

投資信託説明書(交付目論見書)  
2019. 10. 15

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産(投資信託証券(債券))	年12回(毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行う「BNPパリバ アジア・ボンド・ファンド(為替ヘッジなし)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年6月25日に関東財務局長に提出しており、2019年6月26日にその効力が生じております。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、下記委託会社のホームページに掲載しています。  
また、請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。  
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、受託会社において、信託法に基づき分別管理されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の「照会先」までお問い合わせください。

## ■ 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]



### BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

照会先 電話番号: 0120-996-222  
(受付時間: 毎営業日 午前10時~午後5時)  
ホームページ: <http://www.bnpparibas-am.jp/>

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第378号  
設立年月日: 1998年11月9日  
資本金: 5億7,500万円  
運用する投資信託財産の合計純資産総額: 2,433億円  
(資本金、運用純資産総額は2019年8月末現在)

## ■ 受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

# ファンドの目的・特色



## ファンドの目的

日本を除くアジア諸国・地域の債券に投資する投資信託証券を主要投資対象として、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目標として運用を行います。



## ファンドの特色



### 1 日本を除くアジア諸国・地域の債券を実質的な主要投資対象とします。

- 日本を除くアジア諸国・地域の債券\*1 を主要投資対象とするルクセンブルク籍の外国投資法人「BNPパリバ・ファンズ(BNP Paribas Funds)」のサブファンドである「BNPパリバ・ファンズ・アジア(除く日本)・ボンド クラシック-MDシェア(BNP Paribas Funds Asia Ex-Japan Bond Classic-MD Shares)」\*2(米ドル建て)(以下「外国投資信託証券」といいます。)を主要投資対象として高位に組入れるとともに、円建て国内籍の投資信託証券「BNPパリバ日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」も投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

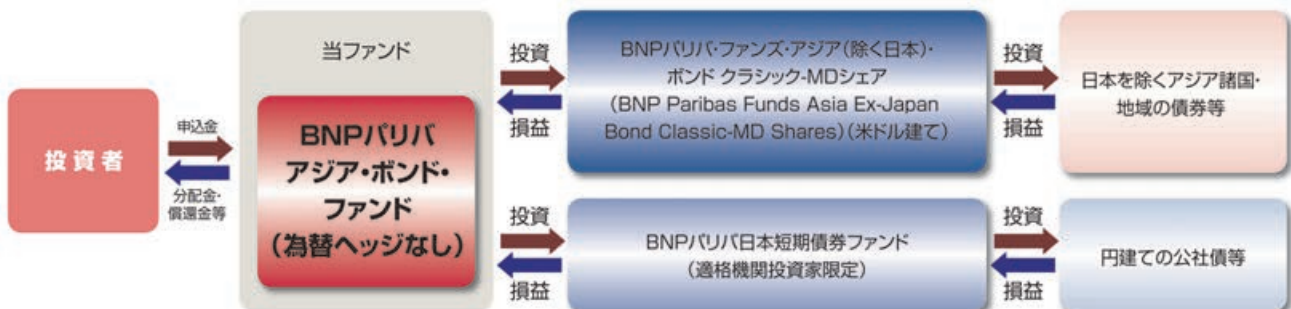
\*1 当ファンドにおいて、「アジア諸国・地域の債券」とは、アジア諸国・地域の政府、政府機関、もしくは企業が発行する債券、及びアジア諸国・地域において主要な事業活動を行っている企業または国際機関が発行する債券のことを指します。

\*2 「BNPパリバ・ファンズ・アジア(除く日本)・ボンド クラシック-MDシェア(BNP Paribas Funds Asia Ex-Japan Bond Classic-MD Shares)」は、2019年8月30日付で「パーベスト ボンド・アジア(除く日本)クラシック-MDシェア(Parvest Bond Asia ex-Japan Classic-MD Shares)」から名称を変更いたしました。なお、運用に実質的な変更はありません。

- 外国投資信託証券への投資を通じて、米ドル建て、米ドル以外の主要先進国通貨建て、さらには日本を除くアジア諸国・地域の現地通貨建て債券に実質的に投資を行います。

## ファンドの仕組み

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券に投資するファンドをいいます。



(注1) 当ファンドは外国投資信託証券を高位に組入れることを目指しますが、当ファンドの基準価額の値動きと外国投資信託証券の値動きは、一部資金を国内籍の投資信託証券や短期金融商品で運用すること、当ファンドと当該外国投資信託証券との売買タイミングのずれ等の要因で、完全に一致するものではなく、乖離が生じます。

(注2) 上記の図は、ファンドの仕組みの簡便な理解を目的としており、実際の運用とは異なる場合があります。

## 主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

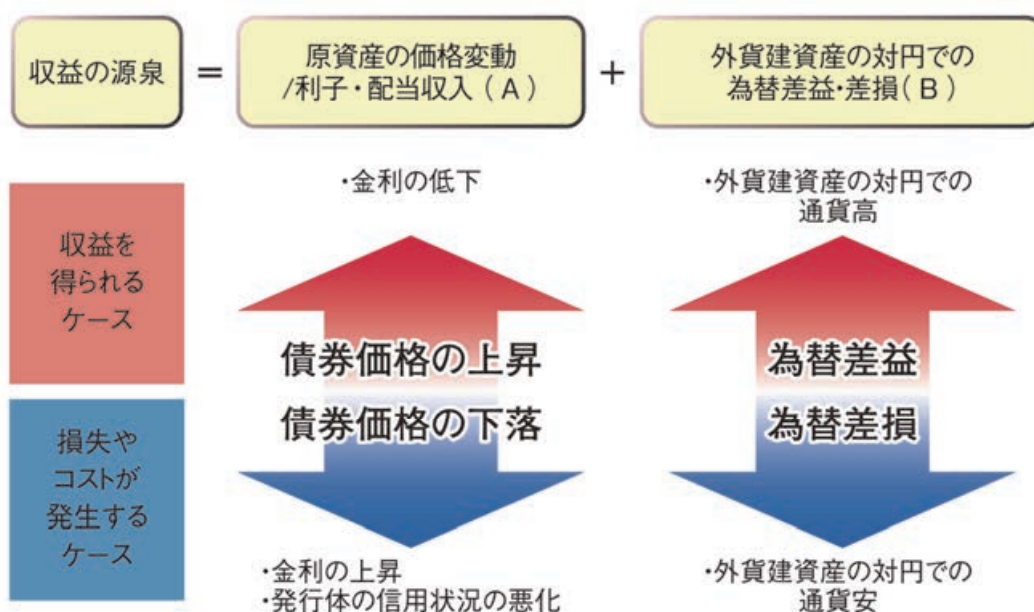
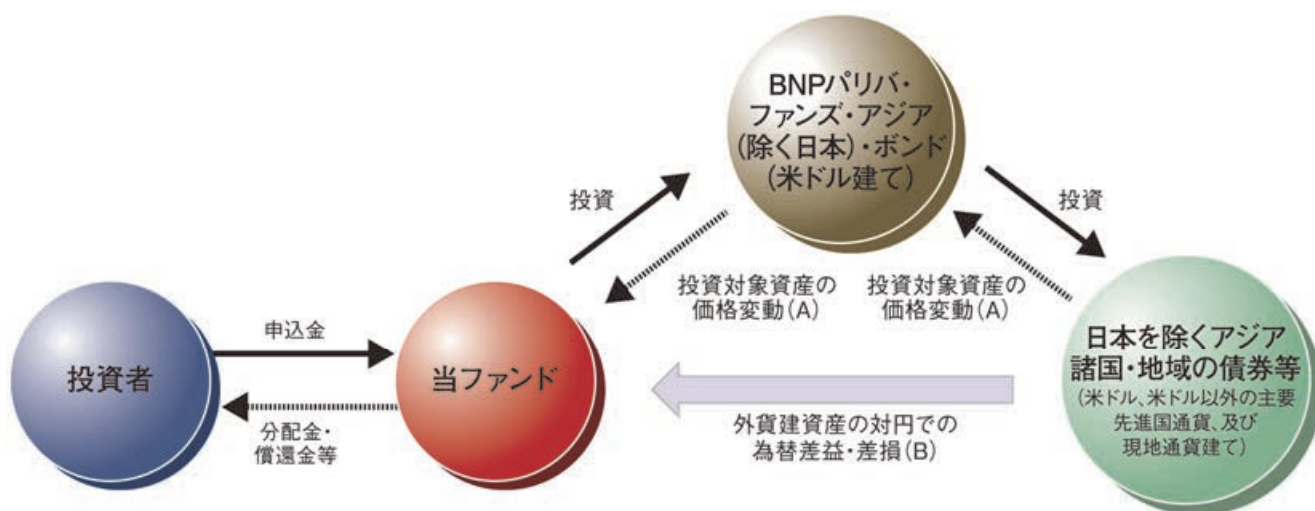
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2

## 当ファンドの実質的な主要投資対象である外貨建資産に対しては、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

当ファンドは、主要投資対象である投資信託証券への投資を通じて、米ドル、米ドル以外の先進国の通貨、あるいは現地通貨建ての債券に投資を行います。当ファンド及び当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券では、原則として外貨建資産に対する対円での為替ヘッジを行わないことから為替変動の影響を受けます。

### ファンドにおける為替変動リスク、及び収益のイメージ



資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



毎月25日に決算を行い(休業日の場合は翌営業日)、収益の分配を行います。



- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案し決定します。ただし、信託財産の状況によっては分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。



## 追加的記載事項

### 投資対象とする投資信託証券の概要

(2019年10月1日現在)

外国投資信託証券	
ファンド名	BNPパリバ・ファンズ・アジア(除く日本)・ボンド クラシック-MDシェア (BNP Paribas Funds Asia Ex-Japan Bond Classic-MD Shares) (米ドル建て)
形態	ルクセンブルク籍外国投資法人
運用の基本方針	中期的な信託財産の成長を目指します。
投資方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本を除くアジア諸国・地域で発行される、様々な通貨建ての国債等、同諸国・地域に所在する企業、もしくは同諸国・地域において主に事業展開を営む企業が発行する社債、及び債券等を原資産とする金融派生商品に、純資産総額の少なくとも3分の2程度を投資します。</li> <li>・ファンドの純資産総額の最大で3分の1程度を、譲渡性証券、マネー・マーケット金融商品、金融派生商品、キャッシュ等に投資する場合があります。また、純資産総額の最大10%までをUCITSあるいはUCIIにも投資する場合があります。</li> </ul>
運用報酬	ファンドの純資産総額に対して最大年率1.250% <sup>(*)</sup>
その他費用等	運用財産の保管及び計算等の事務に関する費用として最大年率0.30% この他に組入有価証券等の売買時の売買委託手数料、運用財産に関する租税、その他関連する費用等が運用財産から支払われます。
投資顧問会社	BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT UK Limited (BNPパリバ・アセットマネジメント UK リミテッド)

(\*)このうち年率0.90%を上限としてBNPパリバ アジア・ボンド・ファンド(為替ヘッジなし)に還付いたします。

国内籍追加型投資信託証券	
ファンド名	BNPパリバ日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)
形態／商品分類	国内籍投資信託／追加型投信／国内／債券
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
投資方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用にあたっては、決算時の元本の安定性に最大限配慮しつつ、金利水準、想定されるポートフォリオのインカム収入等を基に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。なおベンチマークはありません。</li> <li>・市況動向及び資金動向等により、上記の運用が行えない場合があります。</li> </ul>
信託報酬	ファンドの純資産総額に対して年率0.22%(税抜0.20%)以内
その他費用等	組入有価証券等の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用等
委託会社	BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

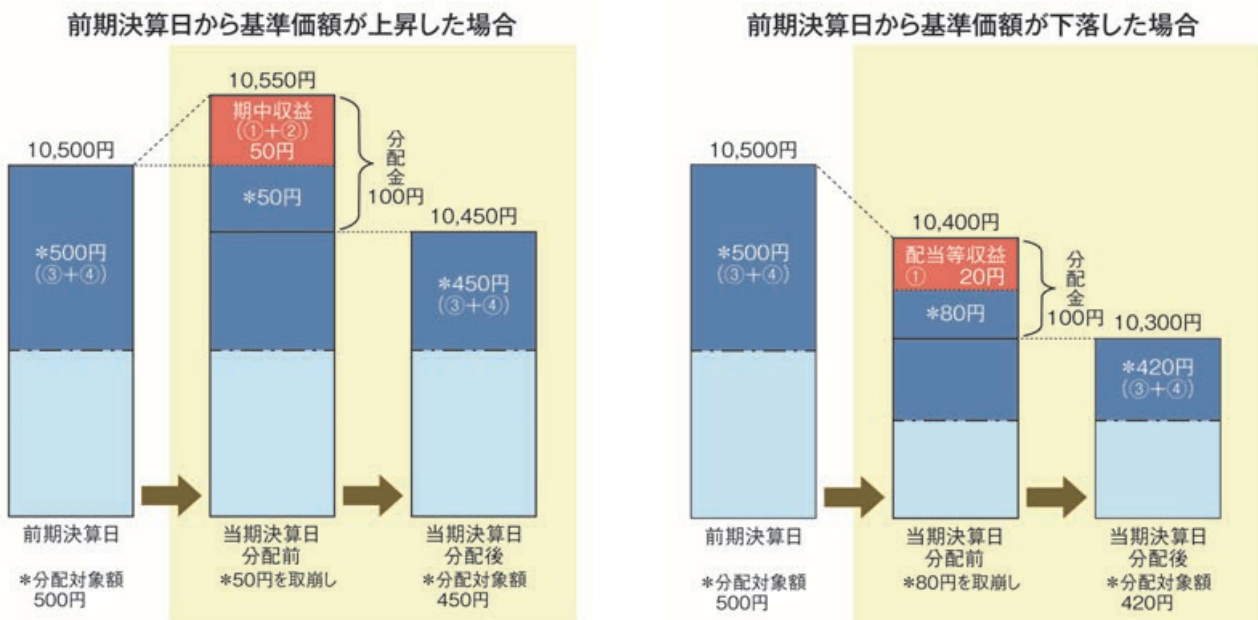
## [ 収益分配金に関する留意事項 ]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

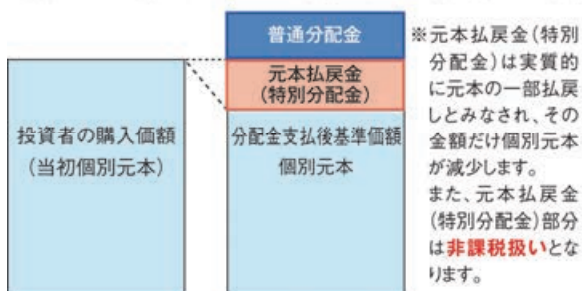


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

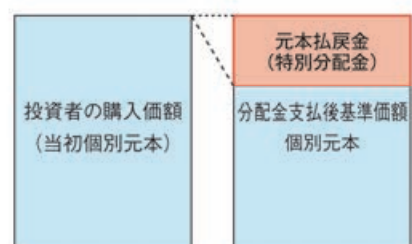
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

## 基準価額の変動要因

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として債券などの値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります)に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

### ■主な変動要因

#### 価格変動リスク

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、主に日本を除くアジア諸国・地域の債券を投資対象としています。債券の価格はその発行体の政治状況、経営状況及び財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が下落するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。特に、新興国の債券等の価格は、金利の変動や投資環境の変化等の影響を大きく受け、短期間に大幅に変動する可能性があります。

#### 為替変動リスク

当ファンドは、主要投資対象である投資信託証券への投資を通じて、米ドル、米ドル以外の先進国の通貨、あるいは現地通貨建ての債券に主に投資を行います。当ファンド及び当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券では、原則としてそれら外貨建資産の対円での為替ヘッジを行わないことから、為替変動の影響を受けます。よって、当ファンドの基準価額はそれら為替変動の影響により変動します。

#### カントリーリスク

当ファンドの実質的な投資対象国・地域における、政治、経済及び社会情勢などの変化による証券市場の混乱や、通貨規制や資本規制等の新たな規制の導入、税制の変更等が要因となり、証券市場の機能が失われ、証券市場の価格が大きく変動する可能性があります。その場合、当ファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。当ファンドの運用方針に沿った運用が困難となる可能性があります。

#### 流動性リスク

当ファンドに対して短期間で大量の換金の申込があった場合には、当ファンドの主要投資対象である投資信託証券における組入有価証券の売却や、為替取引の解消を行います。その場合、関連する市場において十分な流動性が確保できず、あるいは当該取引にかかる決済サイクルが長期化するなどの場合があります。また、市場実勢から想定される妥当性のある価格や、当該換金に十分に対応する金額での組入有価証券の売却及び為替取引の解消が出来ない場合があります。

#### 信用リスク

当ファンドが実質的に投資する債券の発行体や、当ファンドが主要投資対象とする主要投資信託証券にて行われる為替取引等の取引相手方等の経営・財務状況の変化や、それらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化という事態により信用リスクの上昇を招くことがあります。その場合には実質的に投資する債券の価格の下落や、実質的に行われる為替取引等における取引コストの上昇等を招く場合があります。また、債券の発行体等及び為替取引等の取引相手方が債務不履行となった場合は、投資資金の全部あるいは一部を回収できなくなることがあります。特に、新興国の債券等は、発行体の格付が他の国・地域と比較し相対的に低い場合があります。その場合、格付の高い債券と比較して、一般的に信用度が低いことから、発行体の信用状況等の変化により短期間に価格が大きく変動する可能性や債務不履行となる可能性が高いと考えられます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 資金、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用が出来ない場合があります。
- 当ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。
- 当ファンドにおいて主要投資対象とする投資信託証券は、委託会社の判断により適宜見直しを行います。この際、投資対象として指定された投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が投資対象ファンドとして指定される場合があります。また、投資対象として相応しい投資信託証券が無いと委託会社が判断した場合、当ファンドを繰上償還させる場合があります。
- 当ファンドにかかる有価証券への投資において、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があり、その場合当ファンドは損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- 当ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制及び会計基準等は今後変更される可能性があり、その場合、当ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。
- 投資対象とする投資信託証券における実質的な投資対象国・地域の資本規制、税制、為替制度等の変化による直接的あるいは間接的な影響から、取引対象通貨の為替取引等(NDFや為替先物取引等を含む)の為替レートの価格形成が大きく歪んだり、流動性の確保に困難が生じたり、取引コストが増大する等の可能性があります。それにより、主要投資対象の外国投資信託証券において不利な価格での取引を強いられる場合や為替取引等が適切に実行できなくなる場合があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他の不測の事態(実質的な投資対象国における経済事情の急変、政変、あるいは災害等の非常事態による、市場の閉鎖や極端な市場の流動性の減少等)に陥る場合があります。当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、それらの事態が発生した場合、委託会社の判断でファンドの購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金の受付を取り消す場合があります。
- 前記以外にも、実質組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担及びこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- 投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、申込の受付を停止することがあります。この場合は、新たに当ファンドを購入できなくなります。

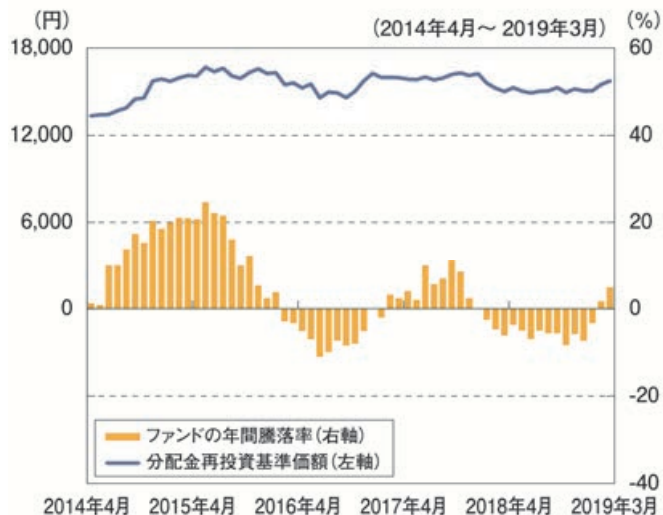
## リスクの管理体制

委託会社では、当ファンドの主要投資対象である投資信託証券が適切に運用されていることを確認するためにモニターします。運用部門及びプロダクト部門は、投資信託証券の投資顧問会社に対し、ポートフォリオの内容開示を求めると共に、ポートフォリオの運用内容についての検証等を実施します。運用部門等におけるリスク管理に加えて、投資リスク管理部門がポートフォリオの市場リスク、信用リスク等の投資リスクを管理します。業務部門は日々のトレード、約定、決済等、事務面での監視を実施します。更に、運用委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

※上記管理体制は、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。



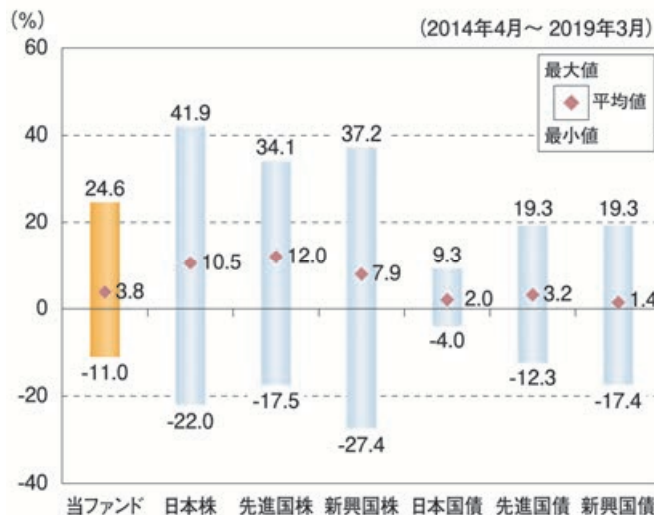
■ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

■当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

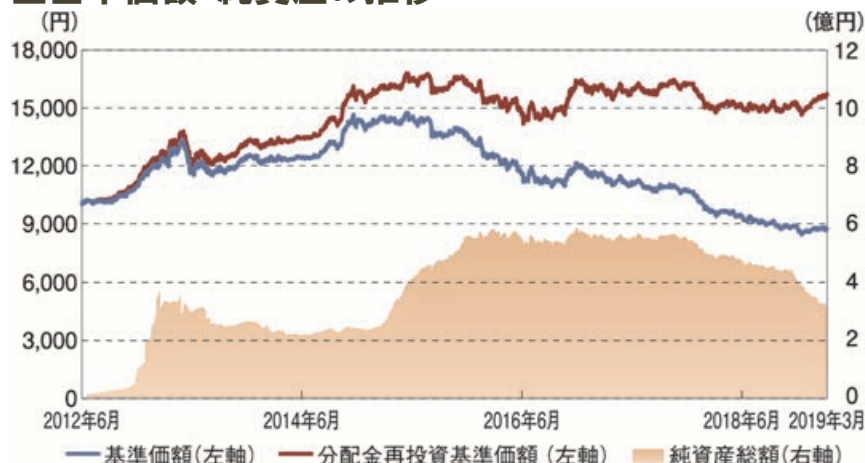
各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

(注1) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しております。

(注2) 各指数等に関する著作権等の知的財産権は、開発元もしくは公表元に帰属します (東証株価指数 (TOPIX) : 株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックス : MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債 : 野村證券株式会社、FTSE世界国債インデックス : FTSE Fixed Income LLC、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド : J.P.Morgan Securities LLC)。なお、各社は当ファンドの運用に関し一切責任を負いません。

## ■基準価額・純資産の推移



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しております。  
 ※基準価額は、信託報酬控除後です。

基準価額	8,753 円
純資産総額	3.1 億円

※基準価額は1万口当たり

## ■分配の推移

2018年11月	100 円
2018年12月	100 円
2019年 1月	100 円
2019年 2月	100 円
2019年 3月	100 円
直近1年間累計	1,200 円
設定来累計	6,630 円

※1万口当たり(税引前)

## ■主要な資産の状況

※純資産比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

<投資状況>

資産の種類	銘柄名	純資産比率(%)
投資証券	Parvest Bond Asia ex-Japan Classic-MD Shares (ルクセンブルク)	95.77
投資信託受益証券	BNPパリバ日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)(日本)	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4.22
合計		100.00

<投資対象ファンドの組入上位10銘柄>

### Parvest Bond Asia ex-Japan

2019年3月28日現在

順位	種類	国/地域	銘柄名	クーポン(%)	償還日	純資産比率(%)
1	投資証券	ルクセンブルク	PARVEST BOND RMB XCA	-	-	4.21
2	国債証券	インド	INDIA GOVERNMENT BOND	7.59	2026/01/11	3.21
3	政府機関債券	中国	CHINA DEVELOPMENT BANK	3.81	2025/02/05	2.75
4	社債券	中国	MINMETALS BOUNTEOUS FIN	4.2	2026/07/27	2.61
5	国債証券	フィリピン	PHILIPPINE GOVERNMENT	8	2031/07/19	2.60
6	国債証券	タイ	THAILAND GOVERNMENT BOND	4.875	2029/06/22	2.33
7	社債券	中国	HUARONG FINANCE II	5.5	2025/01/16	2.31
8	社債券	中国	MINMETALS BOUNTEOUS FIN	4.75	2025/07/30	2.00
9	国債証券	シンガポール	SINGAPORE GOVERNMENT BOND	3	2024/09/01	1.91
10	社債券	中国	CHINA CITIC BANK CORP	4.2	2020/04/17	1.90

### BNPパリバ日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)

2019年3月28日現在

順位	種類	国/地域	銘柄名	償還日	純資産比率(%)
1	国債証券	日本	第803回国庫短期証券	2019/12/20	55.53

※当該銘柄は当ファンドの説明のためのものであり、当社が取得申込みの勧誘を行うものではありません。

## ■年間収益率の推移



※設定日以降の収益率を暦年ベースで表示しております。2012年は設定日(2012年6月20日)から年末までの収益率、2019年は年初から3月末までの収益率です。

※収益率は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

\*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。  
 \*運用実績は、別途月次等で適時開示しており、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

## ■お申込みメモ

購 入 単 位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換 金 単 位	1口単位または販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して、6営業日目から支払います。
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けた分を、当日のお申込み分とします。
購 入 の 申 込 期 間	2019年6月26日から2020年6月25日まで ※申込期間は2020年6月25日までとさせていただいておりましたが、2019年12月13日付で繰上償還を行う予定のもと、「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投信法」といいます。)に基づく所定の手続きを、2019年10月15日(公告日)から開始致します。2019年10月15日現在、繰上償還の成否は未定ですが、2019年10月15日から2019年11月6日までの書面による議決権の行使期間を経て、2019年11月7日の決議の日に、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上が賛成し、繰上償還が決定した場合、申込期間は2019年12月11日までとします。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。
換 金 制 限	ありません。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	ルクセンブルクの銀行休業日、または投資対象とする投資信託証券の購入・換金申込みの受付が行われない日や価格が算出されない日
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情(投資対象とする投資信託証券の投資対象国における経済事情の急変、政変、あるいは災害等の非常事態による市場の閉鎖や極端な市場の流動性の減少等)があるときは、委託会社の判断により、購入・換金のお申込みの受付を中止または取消することがあります。
信 託 期 間	2012年6月20日から2022年3月25日まで ※信託期間は2022年3月25日までとさせていただいておりましたが、2019年12月13日付で繰上償還を行う予定のもと、投信法に基づく所定の手続きを、2019年10月15日から開始致します。2019年10月15日現在、繰上償還の成否は未定ですが、2019年10月15日から2019年11月6日までの書面による議決権の行使期間を経て、2019年11月7日の決議の日に、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上が賛成し、繰上償還が決定した場合、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、2019年12月13日に信託を終了(繰上償還)する予定です。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。
繰 上 償 還	受益権の口数が10億口を下回るようになった場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、委託会社は受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決 算 日	毎月25日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	分配方針に基づき、年12回の決算時に分配を行います。(再投資可能)
信 託 金 の 限 度 額	1,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ( <a href="http://www.bnpparibas-am.jp/">http://www.bnpparibas-am.jp/</a> )に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年3月及び9月の計算期末、償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)及びジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

## ■ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 <b>3.3%</b> (税抜 <b>3.0%</b> )以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。	購入時手数料は、購入時の商品説明及び事務手続きに要する費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。		
信託財産留保額	ありません。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬率	純資産総額に対して 年率 <b>1.155%</b> (税抜 <b>1.05%</b> )	信託報酬は、ファンドの日々の純資産総額に、年率 <b>1.155%</b> (税抜 <b>1.05%</b> )を乗じて得た額とします。毎日計算され、毎計算期末及び信託終了のとき、ファンドから支払われます。	
	信託報酬の配分は、下記の通りです。			
	配分	委託会社	年率 <b>0.352%</b> (税抜 <b>0.32%</b> )	委託した資金の運用の対価
		販売会社	年率 <b>0.770%</b> (税抜 <b>0.70%</b> )	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
		受託会社	年率 <b>0.033%</b> (税抜 <b>0.03%</b> )	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
投資対象ファンド	BNPパリバ・ファンズ・アジア (除く日本)・ボンド クラシック-MDシェア 実質最大年率 <b>0.35%</b>	投資対象ファンドにおける運用管理費用等		
	BNPパリバ日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定) 年率 <b>0.22%</b> (税抜 <b>0.20%</b> )以内	投資対象ファンドにおける運用管理費用等		
実質的な負担	概ね年率 <b>1.505%</b> (税抜 <b>1.40%</b> )			
その他の費用・手数料	<p>以下の費用を、あらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される金額を上限として、日々ファンドからご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査法人等に支払う、ファンドの財務諸表の監査に要する費用</li> <li>・運用報告書等の法定書類の作成・印刷費用</li> <li>・上記の費用に係る消費税等相当額 等</li> </ul> <p>以下の費用を、その都度ファンドからご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入価証券の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>・外貨建資産の保管料</li> <li>・信託事務の処理に要する諸費用</li> <li>・受託会社が立替えた立替金の利息</li> <li>・ファンドに関する租税 等</li> </ul> <p>※「BNPパリバ・ファンズ・アジア (除く日本)・ボンド クラシック-MDシェア」においては、保管・管理事務費用 (純資産総額に対して最大年率<b>0.30%</b>)、組入価証券等の売買委託手数料、運用財産に関する租税、その他関連する費用等がかかります。「BNPパリバ日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定)」においては、組入価証券等の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用等がかかります。</p> <p>※「その他の費用・手数料」のうち料率・上限額等を表示していないものについては、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。</p>			

※当ファンドの手数料等の合計額またはその上限については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して <b>20.315%</b>
換金 (解約) 時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時及び償還時の差益 (譲渡益) に対して <b>20.315%</b>

※上記は2019年3月29日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。  
 ※NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得等が一定の期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。  
 ※法人の場合は上記とは異なります。  
 ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。